

中心市街地における商工業支援を実施します

産業観光課 ☎048(475)7360

市では、地域経済及び地域社会の活性化を図るため、中心市街地区域内を対象として、商工業へのさまざまな支援を実施しています。対象区域や申請方法など詳しくは、各支援の市ホームページをご確認ください。

●志木市中心市街地リノベーション事業補助金

住居や蔵などの建物をリノベーションし、新たに飲食店・小売店などの営業を開始する人を対象に、改修にかかる費用の一部を補助します。

補助内容	補助率	限度額	備考
改修工事補助	1/2以内	40万円	1事業者につき1回



▲市ホームページ

●志木市中心市街地新築等事業補助金

新たに飲食店・小売店などの営業を開始する人を対象に、新築及び増築にかかる費用の一部を補助します。

補助内容	補助率	限度額	備考
新築費補助	1/2以内	200万円	1階を店舗とする新築工事(1事業者につき1回)
増築費補助		200万円	既存店舗を増床する工事(1事業者につき1回)



▲市ホームページ

●志木市空き店舗等活用事業補助金

志木市空き店舗バンクに登録された空き店舗などを活用して行う事業を対象に、改装費及び賃料の一部を補助します。

補助内容	補助率	限度額	備考
改装費補助	1/2以内	40万円	1事業者につき1回
家賃補助		1か月あたり6万円	事業開始月の翌月から2年間



▲市ホームページ

●志木市中小企業等融資利子補給制度

令和6年度から令和9年度の間に借入れた資金の利子補給率の引き上げを行います。

対象資金	補給率	対象期間	備考
志木市小規模企業者融資(設備資金)	1.75%相当額(実質無利子)	5年以内(5年を超える融資の場合、残りの期間については1%の利子補給)	遅滞なく返済を行っている場合のみ
志木市中小企業近代化資金融資(設備資金)			



▲市ホームページ

高齢者ごみ戸別訪問収集事業

環境推進課 ☎048(473)1492

市では、一般家庭の日常生活に伴って生じた家庭系ごみをごみ集積所に出すことが困難な次のような世帯に対して、戸別訪問収集を行っていますので、ぜひご利用ください。

対象 ・65歳以上の要支援認定者、要介護認定者のみで構成される世帯

- ・身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている人のみで構成される世帯
- ・要支援・要介護認定者または身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている、80歳以上の人で構成される世帯
- ・85歳以上の人のみで構成される世帯

申込み 電話または直接、環境推進課へ